

市民意見提出手続実施結果報告書

令和2年8月20日

市民の皆さんなどからいただいた御意見、これに対する市の考え方などを取りまとめましたので公表します。

施策等の名称	さぬき市公共施設使用料の見直しについて	
実施期間	令和2年7月1日 ~ 令和2年7月31日	
意見の件数	11件	
意見の内容	意見に対する市の考え方	
【免除基準について】		
<p>○高齢者が気軽に集え、介護予防、健康増進、世代間交流など地域の様々な活動の場となるような活動や団体については、従来通り減免措置を適用するか、補助金の支給を検討いただきたい。今回の一律の見直しは時代にそぐわないものとなっていると思う。</p> <p>○免除基準では、公民館を使用している定期使用団体のほとんどが有料となるが、市のまちづくりの施策に逆行しているのではないか。</p> <p>シニア世代は対外活動を通して、認知症予防、老化防止、体と心の健康維持など元気で自立した生活を長く送れるように日々努力しているが、有料となれば年金受給者であるシニア層は使用できなくなり、社会との繋がりや地域との交流の場を失ってしまう。</p>	<p>○使用料は、施設を利用する人から応分の負担を求め、施設の維持管理経費に充てるものであり、施設を利用しない人との公平性を確保することが原則としてあります。</p> <p>免除措置は、こうした「受益者負担の原則」の例外として適用するものであり、今回の見直しにおいては、市の政策的判断により、真に必要な団体に限定して特例的に免除とすることとしています。</p> <p>ただし、免除団体以外の団体についても、免除判断フローチャートにより、ボランティア活動などの社会貢献活動や広く市民を対象とした活動は、公共性や公益性が高い活動と認め、免除とすることとしています。</p> <p>また、料金の算定においては、施設の管理原価（維持管理費）から算出した料金に公費として負担する割合を50%として設定し算出し、さらに、施設を利用する方の負担が急激に増えないよう一定の措置を講じるなど、個人の1回当たりの負担額にも配慮して料金を決めました。</p> <p>高齢者の各種活動については、健康増進や生きがいづくり、地域コミュニティの強化などといった面で一定の役割を果たしていただいていると十分認識</p>	

<p>○高齢者の小規模グループが行っている活動を単なる遊びとして捉えるのではなく、健康寿命を延ばし、地域コミュニティを強化するという行政として当然取り組むべき課題に自主的に取り組んでいると捉えるべきである。</p> <p>こうした必要性を鑑み、65歳以上の団体で市が認定した場合は免除とするが、無秩序に免除団体が増加しないために、会則を作り、広く市民に門戸を開き、ある程度の活動頻度を保つなどといった基準を設けてはどうか。</p> <p>○公共施設の高齢者優遇制度が一般化していることから、70歳以上の高齢者団体が使用する場合は1/3を免除する免除基準に追加してはどうか。</p> <p>○「市内に所在する団体が高齢者の生きがいつくり、社会参加・社会貢献に向けた取り組みに使用する場合」を免除基準に加えるべきだ。免除基準に高齢者に関するものが入らなかった理由とこの方針のまま実施する予定なのか伺いたい。</p>	<p>しており、そうした活動で公共施設を利用する場合には、一定の要件を満たした場合に減額による措置を検討していきたいと考えています。</p>
<p>○小学生を対象とするクラブチームという形態で活動しているが、部費や年間の活動、参加する大会など、スポーツ少年団と同じ活動をしているにもかかわらず、形態が違うだけで有料となり、結果として保護者やクラブとしての負担が増え、団員の減少を招くことが予想される。人口や使用率、活動内容、年齢層などを加味したうえでの料金設定をしていただきたい。</p>	<p>○スポーツ少年団の理念は、「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する。スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる。スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する。」とされており、また、市のスポーツ少年団の登録資格は、「原則として満3歳以上の団員10名以上と20歳以上の成人指導者2名で構成され、かつ団員の半数以上が市民でなければならない。」とされています。</p> <p>このようにスポーツ少年団は、スポーツ技術の向上だけでなく、スポーツを楽しみ、野外・文化・社会活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのこころを学ぶことを意義としていることに加え、運営も地域の人たちの手によって支えられているなど地域に根付いた活動をしていることから市の政策的判断として免除団体としていま</p>

	す。
○免除基準の「6 その他、市長が特に必要と認める場合」は規準が曖昧であるため削除すべき。	○免除基準は、「受益者負担の原則」の例外として、市の政策的判断により真に必要な団体に限定して特例的に適用されるものであります。 免除基準の中の「6 その他、市長が特に必要と認めるとき」の適用については、例外規定として定められているものの更に例外であるため、その適用においては厳正、かつ、公平・公正な観点での判断を徹底することとします。
○P8の使用料免除基準中の「等」の記載については、ほとんどが免除となるような制度を助長するため削除すべき。	○免除基準は、「受益者負担の原則」の例外として、市の政策的判断により真に必要な団体に限定して、特例的に適用されるものであります。 免除基準に明記されていない団体は、原則、免除対象外となり、利用内容により免除判断フローチャートにより免除か否かを判断しますが、市の政策的判断として免除団体として規定するケースを想定し、「等」という表現としています。 なお、その適用においては厳正、かつ、公平・公正な観点での判断を徹底することとします。
【減額基準について】	
○大口利用者に対し利用を促進するため200時間を超える部分を75%減額する基準を追加してはどうか。 ○稼働率の低かった施設の使用料を年度で見直し、使用料を半額にしてはどうか。	○同じ施設を定期的に利用する方に対する使用料の負担増への一定の配慮について、様々な考え方や方法を検討した結果、100時間を超える部分を50%減額することとしました。 また、200時間を超えて利用する場合にも、負担増への一定の配慮として減額による措置を検討していきたいと考えています。 ○料金の算定方法を検討する中で稼働率を算定項目の一つとする考え方もありますが、今回の見直しの趣旨である、同種・同規模の施設間の公平性を確保する観点から稼働率は考慮しないこととしました。
【利用促進について】	
○今回の見直しの趣旨は使用料の増収を図ることでもなく、定期的に活動している団体を制限することでもなく、施設間の料金基準の統一と免除基準の明確化を図り、市民の多数が納得する体系とするとともに、折角ある施設は必要としている人に有効に活用してもらえるように工夫した料金を設定することだ。稼働率が上がる工夫が料金設定に	○公共施設の利用促進については、同じ施設を定期的に利用する方に対して、これまで生涯学習課の所管施設において行っていた事前に予約ができる措置を引き続き行うほか、年間通して100時間を超えて利用している方の負担増への一定の配慮として、100時間を超える部分を50%減額する措置を行うなど、更なる利用促進を図っていきたいと考えています。 また、200時間を超えて利用する場合にも、負担増への一定の配慮として減額による措置を検討し

<p>も必要だ。</p> <p>○どうすれば今以上に使用頻度が上がるかの視点を持つての検討を願いたい。</p>	<p>ていきたいと考えています。</p>															
<p>【激変緩和措置について】</p>																
<p>○使用料が2倍を超えている施設については、初年度のみ激変緩和措置として2倍としてはどうか。</p> <p>○行政は市民ファーストであるべきで、今回の見直しで負担増となる場合は、段階的に何年かかけて行うことが市民ファーストではないのか。</p>	<p>○料金の算定においては、施設の管理原価（維持管理費）から算出した料金に公費として負担する割合を50%として設定し算出し、さらに、施設を利用する方の負担が急激に増えないよう一定の措置を講じるなど、個人の1回当たりの負担額にも配慮して料金を決めました。</p> <p>こうしたことから、激変緩和措置については行わないこととしました。</p>															
<p>【対象施設について】</p>																
<p>○見直しの対象外となった施設の説明がないと公平性を欠くことになるのではないか。</p>	<p>○今回の見直しでは、条例に使用料が規定されている施設の内、今回の見直しとは別に料金の見直しを検討している施設や貸館としての実績がない施設などは対象外としました。</p>															
<p>【料金算定について】</p>																
<p>○「長尾公民館ホール」を卓球場として使用しており、見直し後は料金が600円となるが、同じく卓球場として使用している「さぬき南小学校体育館」や「神前体育館」などの料金は500円であり、一見整合性を欠いたように見える。</p> <p>各施設の平均管理原価、貸部屋面積、受益者負担割合を示してほしい。</p>	<p>○使用料の算定方法は、まず、対象施設毎に年間維持管理経費を貸出可能な部屋等の面積の合計で割り、さらに、その値に年間貸出可能な時間数で割り、1㎡あたりの1時間当たりの管理原価を算出しました。そこから施設の種類ごとに平均値を算出し、その平均管理原価に貸出部分ごとの面積を乗じ、さらに受益者負担割合の50%を乗じて1時間当たりの使用料金を算出しました。</p> <p>このように、使用料の算定においては、施設の種類による区分を設けて算出しているため、「長尾公民館ホール」と「さぬき南小学校体育館」や「神前体育館」などとは料金が異なっています。</p>															
<p>【料金体系について】</p>																
<p>○料金体系を次のとおりとはどうか。</p> <table border="1" data-bbox="204 1758 703 1995"> <tr> <td>A</td> <td>50㎡以下</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50㎡～100㎡</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>100㎡～150㎡</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>150㎡～200㎡</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>200㎡以上</td> <td>500円</td> </tr> </table>	A	50㎡以下	100円	B	50㎡～100㎡	200円	C	100㎡～150㎡	300円	D	150㎡～200㎡	400円	E	200㎡以上	500円	<p>○料金の算定には、様々な考え方や方法がありますが、今回の見直しにおいては、公民館及び公民館類似施設について、貸出す部屋の面積により4つの区分を設けて算出しました。</p>
A	50㎡以下	100円														
B	50㎡～100㎡	200円														
C	100㎡～150㎡	300円														
D	150㎡～200㎡	400円														
E	200㎡以上	500円														

【使用時間等について】	
○定期使用で1か月に複数回使用する場合は、1回ごとに1時間未満の端数処理をするのではなく、1か月単位で集計して端数処理をしていただきたい。	○見直し後の使用料は、1時間単位としていますが、同じ施設を定期的に利用する方に対する使用料の請求方法等については、別途周知させていただきます。
【その他について】	
○「市外利用者は、市内利用者の2倍の額とする」とあるが、市内利用者と市外利用者の両方がいる場合の取扱いを明確にしておかないと問題が生じる。	○市内利用者と市外利用者の判断については、申請者や申請団体の住所又は所在地が市内か市外かで判断します。 ただし、明らかに市外の団体であるにもかかわらず、市内の者が申請者となっている場合は、内容を確認したうえで判断することとします。
○毎年、又は複数年で使用料の改定があるならばその旨を示すべき。	○P2の「3 管理原価の算定項目」の中で「管理原価に算定する経費は次のとおりとし、過去3年間の平均とします。」の表現は、使用料の算定において、算定経費を過去3年間の平均としたものであり、将来の料金改定時期を示したものではありません。
○P2「行ことと」は「行うことと」の誤りではないのか。	○ご指摘のとおり、誤記であるため修正します。
○各施設の料金に賛成する。	—

施策等の案についてのお問い合わせ先

さぬき市役所総務部政策課

住所：〒769-2195 さぬき市志度 5385-8

電話：087-894-1112 ファクシミリ：087-894-4440

電子メール：seisaku@city.sanuki.lg.jp